

事 務 連 絡

平成21年2月20日

介護保険事業関係団体 御中

厚生労働省老健局総務課

振り込め詐欺による被害防止のための取組について（依頼）

平素より当省の業務に格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、振り込め詐欺については、関係機関において諸対策が実施されているところですが、平成20年における被害総額は被害が最も深刻であった平成16年における被害総額にほぼ匹敵する約276億円に達するなど、依然として厳しい状況にあります。

また、振り込め詐欺には高齢者が多く被害に遭っていることから、特に高齢者に対する被害防止のための取組が求められているところであり、警察庁からも協力を依頼されているところです。

つきましては、貴団体におかれましても、その趣旨について御了知いただくとともに、振り込め詐欺の被害に遭う可能性のある高齢者等に対する被害防止のための取組について、下記のとおり御協力を御願いたします。

なお、貴団体におかれましては、下記の依頼について会員事業者等に周知していただくよう、御協力を御願いたします。

記

1. 高齢者等と接する機会における対応について

振り込め詐欺の被害に遭う可能性のある高齢者等に接する窓口等において、①別添の資料の配布等、②過払いとなった医療費や保険料の還付を銀行等のATMで行うことはない旨の説明、③不審な電話があった場合には、家族や警察署など関係機関に相談・通報することの注意喚起、を可能な限り行っていただきたいこと。

※ なお、別添の資料については、厚生労働省のホームページ（トップページ→「重要なお知らせ」→「厚生労働省職員を装った不審な電話にご注意ください」→「振り込め詐欺防止啓発チラシ」）にも掲載しておりますので、御活用下さい。

2. 関係機関からの協力依頼への対応について

地域の警察署など関係機関から、振り込め詐欺による被害防止のための取組に係る協力依頼があった場合には、対応可能な範囲で協力を行っていただきたいこと。